

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 都市計画課

| | | |
|----------------|--------|---|
| 許認可等の内容 | | 開発行為又は建築行為に関する証明書の交付 |
| 根拠法令等及び条項 | | 都市計画法施行規則第60条 |
| 標準 処理 期間 | 根拠条項 | 開発許可事務に係る審査基準及び標準処理期間 |
| | 設定等年月日 | 平成22年 3月29日設定 令和 年 月 日最終変更 |
| | 標準処理期間 | 10日 |
| 審査 基準 | 根拠条項 | 都市計画法施行規則 |
| | 参考事項 | 都市計画法、都市計画法施行法、都市計画法施行令、都市計画法施行規則、都市計画運用指針、開発許可制度運用指針、栃木県開発審査会条例、都市計画法施行細則、栃木県開発許可等審査基準、栃木県開発審査会運営規定、栃木市開発許可等審査基準、栃木市宅地開発指導要綱、栃木市都市計画法施行細則、都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例施行規則、都市計画法施行令第19条第1項ただし書の規模を定める条例、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 |
| | 設定等年月日 | 令和 年 月 日設定 令和 年 月 日最終変更 |
| | | 【 基 準 】 法令の規定において判断基準が言い尽くされているため、審査基準の制定は不要である。 |